

小規模校政策の概観

Overview of Small School Policies

添田 久美子

SOEDA Kumiko

(和歌山大学教育学部)

抄録：本稿は、2015年1月27日に文部科学省からいただいた「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置に関する手引き」における「小規模校」の捉え方に至るまでの「小規模校」をめぐる政策を概観し、「小規模校」とする観点の変遷を整理したものである。

キーワード：小規模校 市町村合併、過疎対策 作業部会、手引き

1. はじめに

2015年1月27日文部科学省から、「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置に関する手引き」が出された。この手引きは、「近年、家庭及び地域社会における子供の社会性育成機能の低下や少子化の進展が中長期的に継続することが見込まれること等を背景として、学校の小規模化に伴う教育上の諸課題がこれまで以上に顕在化することが懸念」されるとし、市町村に積極的検討を求めるものであり、小規模校は新たなステージに立たされることとなった。本小論では、戦後からの「小規模校」をめぐる政策において、小規模校とする基準と小規模校を解消すべきとする課題がどのように捉えられてきたのかを概観する。

2. 昭和32年手引きに至る経緯

小規模校の統合政策については、この度新たに作成された手引きによって廃止されることとなる「公立小・中学校の統合方策について」（1956年 昭和31年11月17日付け文初財503号）、「学校統合実施の手引き」（1957年 昭和32年）及び「公立小・中学校の統合について」（1973年 昭和48年9月27日付け文初財431号）が戦後政策の柱であった。

「公立小・中学校の統合方策について」は、中央教育審議会の特別委員会において審議され、第55回総会で採択された「公立小・中学校の統合方策についての答申」¹⁾（1956年 昭和31年11月15日）にもとづいて、文部事務次官名で出された通知であ

る。当該答申では、「小規模学校は教員組織の充実と施設設備等の拡充を図るうえで困難を伴うことが多い」とし、「適正な規模にまで統合をすることは義務教育水準の向上と学校経費の合理化のためきわめて重要」であるとして、市町村合併に伴う統合のみならず、小規模学校の統合の促進を図るものであった。

ここでいう市町村合併とは、1950年代進められた市町村合併政策による、いわゆる「昭和の大合併」といわれるもので、1953年(昭和28)「町村合併促進法」は、市町村規模を第3条「町村はおおむね、8000人以上の住民を有するのを標準」とした。その際、用いられたこの約8000人という数字は、「新制中学校1校を効率的に設置管理していくために必要と考えられた人口」²⁾であった。

本法は、3年の時限立法であったため、1956年「新市町村建設促進法」が制定された。新法では、「第8条 新市町村は、その設置する小学校又は中学校で経営の合理化と教育効果の向上を図るため規模を適正化することが適当と認められるものがある場合においては、…通学区域の変更に関する計画を定め、これを実現するように努めなければならない」とし、「学校統合」を重要施策に据えた。第12条「国の補助金」の交付、第13条「財政上の優先的な取り扱い」において、小・中学校の新築、改築、増築をその対象とし財政的に支援することでその推進を図ることを定め、1956年に「補助額3億円で開始し」³⁾された。

戦後の第1期の学校統合は、こうした市町村合併

という一般行政の効率化の流れの中で、答申、通知が出され、翌年「手びき」が出されたのである。

3. 小規模校の基準の登場

「おおむね12学級ないし18学級を標準とする」という文言は、1956年答申においてはじめて「小規模学校を統合する場合の規模」として明記されたものであった。

さらにこの通知に続けて出された「手びき」では、「一つの指標として5学級以下の学校」を取り上げ、「複式学級」の存在や中学校における「教科別教員配置」といった観点から、こうした規模の学校にはとくに問題が大きいとしている。

しかしながら、「手びき」で示されている統計をみると、1956年の現状は本校だけでいうと、5学級以下の学校の割合は、小学校で約15%、中学校で約23%、6学級～11学級の学校は、小学校で約35%、中学校で約43%であり、全国的にみれば、小学校では約66%、中学校約73%が適正規模に収まっていないという状況であった。(章末、表1参照)

さらに「手びき」では、これらの小規模学校の相当数は「へき地」にあり、とくに5学級以下の学校についていえば、小学校で約44%、中学校で46%が「へき地手当支給校」であることに言及し、「へき地教育振興法」による特別な考慮が必要なものを除いては、「極力、学校規模の適正化を促進するように努力すべき」としている⁴⁾。

この「標準」は、1958年(昭和33年)の「学校教育法施行規則」の改正によって、第41条「小学校の学級数は、十二学級以上十八学級以下を標準とする」と法的規定となる。

国の財政負担についても、1958年(昭和33年)には、「義務教育諸学校施設費国庫負担法」が制定された。「第3条 国の負担」において、一般の小学校の校舎の新築又は増築に要する経費については1/3であるのに対して、「公立の小学校及び中学校を適正な規模にするため統合したことに伴って必要となつた校舎の新築又は増築に要する経費 二分の一」と高く設定された。

こうした財政上の優遇措置によって統合は進み、1956～62年度にかけて、「7年間に小中学校の新設校は596校、関連学校1,511校」⁵⁾にのぼったとみられる。

4. 1970年以降の状況

小規模校をめぐる状況は、1970年に「過疎地域対策緊急法」が出されることによって、統合に向けさらに大きく進むこととなる。本法は、さきの「手びき」へと至る過程と同様に、あるいは、それ以上に教育政策とは別のラインから出されたものであり、

学校は、過疎対策行政の意向に巻き込まれることになった。

本法は、「年率2%を超える人口減少が続く中で、人口の急激な減少により地域社会の基盤が変動し、生活水準及び生産機能の維持が困難となっている地域(＝過疎地域)について、緊急に生活環境、産業基盤等の整備に関する総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講じることにより、人口の過度の減少を防止するとともに地域社会の基盤を強化し、住民福祉の向上と地域格差の是正に寄与することが目的」⁶⁾とされた。ここでは、国の補助の特例として、一般地域の学校の統廃合に対しての国庫負担率が1/2であるのに対して、過疎地域の学校統廃合の場合は、2/3とされた。独自で学校施設設備の整備が行えない過疎地域の市町村では、これを機に統廃合を拙速に進めようとする行政と地域住民の間で軋轢が多く発生した。

若林によれば、1968～74年度の「わずか7年間に全国小中学校末の約1割近くがこの激波をうけることになる」が、実際に統合されたのは、「必ずしも6学級以下の小規模校でない点」に注目している⁷⁾。(章末、表2参照)

5. 「公立小・中学校の統合について」通知

国庫補助率が高く設定されたことによって、過疎地域の学校の統合が地域住民との間で紛争を生じ、統合を予定しながら、「実施しなかった学校」が出るなどの問題を引き起こした⁸⁾。

文部省はこうした行き過ぎた状況が発生している事を認め、「学校規模を重視する余り無理な学校統合を行い、地域住民等との間に紛争を生じたり、通学上著しい困難を招いたりすることは避けなければならない」として「公立小・中学校の統合について」を通知した。

また、先述したように統合校が「必ずしも適正規模以下」の学校でないという状況を受け、「統合後の学校の規模が相当大きくなる場合や現に適正規模である学校について更に統合を計画するような場合は、統合後の学校における運営上の問題や児童・生徒への教育効果に及ぼす影響などの問題点をも慎重に比較考慮」⁹⁾することを求め、事態の鎮静を図ろうとした。

当該通知は、ここに至るまで約15年間つづいた補助金の増額などのインセンティブにより、学校統合を加速する政策に対して、文部省として、一定の歯止めをかけたものであると言える。

さらに、当該通知は「小規模学校には教職員と児童・生徒との人間的ふれあいや個別指導の面で小規模学校としての教育上の利点も考えられるので、総合的に判断した場合、なお小規模学校として存置し充実するほうが好ましい場合もあることに留意すること」¹⁰⁾

として、これまでそのデメリットのみが言及されてきた小規模校について、メリットが取り上げられたのである。

しかし、文部省自身が1956年の「手びき」において「小規模学校が多数存在することは、わが国の義務教育水準の向上をはばむ大きな原因」としていたことや行政管理庁業績監察局「過密・過疎地域における義務教育に関する行政監察」（1969年10月13日）により「2 過疎地域における児童・生徒の学力について」において、全国学力調査結果の地域類型別および学校規模別の比較を論拠として、「過疎的傾向が著しい地域・・・小規模学校、とくに複式学校がその他のものに比較して劣る」¹¹⁾としてきたことに対し、どのように捉えなおしたのか、あるいは、そうしたデメリットをどのように克服するものであるのか、についての言及はなかった。

6. 初等中等教育分科会「小・中学校の設置・運営の在り方等に関する作業部会」（2008年）設置の背景

この間も先述同様に、学校統合は市町村合併に伴って進行するのであるが、合併政策をめぐる状況は、1995年（平成7年）に「合併特例法」が制定され、2005～2006年度は合併数がピークに達した。3200あった市町村は、1,700にまで減少している。いわゆる「平成の大合併」が行われている。

一方「昭和の大合併」の時とは異なり、小規模校が必ずしも過疎地域に存在するのではなく、少子化の進行が都市部中心のドーナツ化とあいまって、都市中心部で出現してきたのである。これに対して1992年（平成4年）には、総務庁行政監察局から「児童生徒数原子用への対応」とした勧告が出されて、児童生徒数の大幅な減少しているが、過疎地域等を除きあまり減少していないために、学校規模が徐々に小さくなっていることを指摘し、「都市部における小規模校、特に適正規模を大きく下回るものについて、学校規模の適正化の推進」を求めている¹²⁾。

作業部会が開設された2008年は、「通学区域の弾力的運用」（1997年通知）やその発展型の「学校選択制」の導入から約5年が経過し、都市中心部での統廃合がある程度進みつつあった時期といえよう。

「作業部会」は、2008年に中央教育審議会初等中等教育分科会において6月16日、「小・中学校の設置・運営の在り方などについての専門的な審議を行うため」に設置が決定されたものである。第1回作業部会（7月2日）の冒頭のあいさつで、小川正人主査が「中でも学校の適正配置につきましては、渡海大臣からも、できれば年内を目途に作業部会としての結論を出してほしいとの発言があったとお聞きしております」¹³⁾と述べていることから文部科学省の強い姿勢が伺える。

少子化だけではなく、人口動態の地域格差が拡大しており、地域によって学校統合における課題の在り方が大きく異なるなかで、「合併特例法」による合併後10年間に限って交付金を減額しないという特例と7割を国が負担するという合併特例債を頼りに進む合併を契機に、小規模校のさらなる統合を図ることがねらいであったと思われる。

7. 作業部会で示された現状認識

淵上教育制度改革室長からの資料説明では、「学級数別の学校数」の年代別グラフを取り上げて、小学校について「最も小さな5学級以下の極小規模の学校の割合というのは、ずっと一貫して減少してきております。また25学級以上の極めて大規模な学校の割合というものも少なくなってきたという状況は見てとれると思います。また12から18学級の規模の学校の割合は、比較的ここ近年多くなってきた状況にはございます。ただ一方で、平成19年度で見た場合の11学級以下の学校の割合というのが、合わせまして49.9%という状況にございます。また、今後の子供たちの減少がさらに進むということを考えますと、こういった小さい規模の学校がこのままではもっと増えていくのではないかとといったようなことも懸念されるところでございます」¹⁴⁾。中学校の状況について、「12から18学級規模の割合は、平成19年度32.3%と、これも過去と比較して高い割合になってきてございますけれども、これより大きい学校の割合は減少してきておるわけでございます。ただ一方で、11学級以下の学校の割合というものを見ますと、55.3%という状況になっております。小さい規模の学校が増えてきているという状況でございます」¹⁵⁾と説明を加えている。（章末、表3、表4、表5、表6参照）

小学校では、昭和56年（1981年）から2,266校が減少し、うち5学級以下の学校が半数を占めているが、淵上教育制度改革室長は、「6～11学級」の学校と5学級以下の学校を合わせた率に注目している。

しかし小学校における学級数だけで言えば、1958年（昭和33年）59.3%、1973年（昭和48年）58.0%、1981年（昭和56年）48.0%であり、49.9%という現状はさして変化が大きいとは言えない。淵上が6～11学級の学校にこだわっている背景には、500万人弱という児童数の大幅な減少があり、それによる1学級を編制している人数が小さくなっていることにあるのではないと思われる。

この点に関して、大嶺委員からは「だからほんとうに40人を1クラスとしてやっていくのがいいのかどうなのかということがあります。そういうところから、やはり適正ということ、ただ単に12学級とかどうこうということではなくて、1クラス

の人数が40人でいいのかなという視点も考えていく必要があるのではないかなと¹⁶⁾という意見が出されている。同様の意見は他の委員からも出されているが、学級規模についての追加説明といったものはなく、これ以上議論の進展は見られなかった。

8. 「12～18学級」という標準

5において、行政管理庁業績監察局「過密・過疎地域における義務教育に関する行政監察」で学力と学校規模の関係性についての言及がなされ、小規模校の解消の必要性が主張されたが、作業部会でもこの点に関して質疑応答がされている。

荒瀬委員による「小規模校のデメリットというのがよく出てきていますが、…同一学年の学級担任の数だとか、同一教科の教員の数だとか、そういったことと、全国学力・学習状況調査の結果との相関などについてのお示しというんでしょうか…」¹⁷⁾という質問に対して、佐藤教育制度改革室長は「我々のほうで、まだそういったデータについては、今のところは十分精査をさせていただきますので、担当課のほうに話をしてみても、どういった対応ができるかというのを、できるかどうかを含めて確認をさせていただければと思いますけれども」¹⁸⁾と答弁している。

「全国学力・学習状況調査分析」のデータからすれば、求められている相関分析は技術的には可能であると思われるが、この後もいっさい示されていない。

つまり、第8回作業部会で示された「学校規模によるメリット・デメリット(例)」は、小規模校の教育効果・成果とし数値的データに基づくものではない。「学校の適正配置に関して都道府県・市町村が作成している計画等」や委員の意見やヒアリングなどをもとに事務局が作成したものである。そのため、第9回作業部会の議論において賛否がわかる意見が続出している。

結局、全12回の作業部会では、「12～18学級を標準」とすることに対して、一律に考えるのではなく、地域に拠る差異や小中による差異を鑑みるべきではないか、とする意見は出されたが、大きな反対は出されていない。

「標準」という考え方に対して、例えば、貞広委員は「この場で議論すべきことは、一定のスタンダードとか標準ということではなくて、むしろ…、考え方も示していく。あくまでも標準は12から18学級という現状を維持した上で、でも考え方として小さな学校をどうしていくかということをどれだけ我々が情報として提示できるかということが大事」¹⁹⁾だと述べている。

では、なぜこの作業部会で「標準」とすることを確認する必要があったのか。政策立案側の意図は、高岡委員の「数字の上では変わらないんだけど、

変わらないということを改めて公表すること、そしてそれが指針であるところによって、大きく統廃合の方向にかじを切らざるを得なくなってくる市町村が見えてくるんです」²⁰⁾という発言が言っているであろう。

第12回作業部会で示された「資料2 小・中学校の適正配置に関するこれまでの主な意見等の整理」では、「コラム」を設けている。4つのコラムのうち、3つは国立教育政策研究所葉養正明により第2回作業部会で提出されたものを引用している。「コラム1」では、「全国の市町村教育長を対象とした意識調査では、小・中学校の規模縮小への対応策について、『困難はあっても小中学校の適正規模の維持を基本として統合方策を検討する』という回答が約4割弱であるが、具体的な統合に関する計画を策定するなど検討を終了し、配置の見直しの実施段階の市町村、実施済みの市町村は約1割程度である」²¹⁾ことを、「コラム2」では、同意識調査で「学校規模の標準」について「現在の標準が適正である」と考えて割合が半数であることを、「コラム4」では、学校現場や教育委員会が考える小規模学校の課題として、「良い意味での競い合いや切磋琢磨の機会が少ない」「組織的・機能的な子どもの集団づくりができていない」という回答が多いことを掲載している。

結局のところ「主な意見」では、「適正配置の検討を行うに当たり、小・中学校は地域の文化施設、精神的支柱という側面も持つことを踏まえることは大変重要なことである」と一端の配慮をしながら、「小・中学校は義務教育のための施設であるから、子どもの学習の場としての機能を高めていくという教育論を第一として考えていかなければならない」²²⁾とした。こうして、「主な意見」は、「子どものため」を明確に理念として掲げることで、各教育委員会が直面する困難を少しでも和らげることを図るとともに、直面する困難な状況を具体的にあげてその対応を示すなど、立ち止まっている教育委員会に促進を強く促すものとなった。

作業部会はこの「主な意見の整理」を2009年3月にとりまとめ、7月に初等中等分科会に報告した。しかしながら、その後民主党に政権が移り、大きな政策的転換が実施されるなか、初等中等分科会でも取り上げられることはなかった。

9. 「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置に関する手引き」に至る経緯

「経済財政運営と改革の基本方針2014」(2014年H26年6月24日閣議決定)において、「第2章経済再生の進展と中長期の発展に向けた重要課題」の中で、教育再生の実行として、「学校規模の適正化に向けて、距離等に基づく学校統廃合の指針について、

地域の実情も踏まえつつ見直しを進める」と記されると5年間棚上げ状態であった事態は一気に進んだ。

7月には「教育再生実行会議 第五次提言」に、「学校規模適正化に向けた方針の作成」が盛り込まれ、9月には「学校規模適正化等に関する調査実態調査」が実施されるとともに、「調査研究協力者会議」が開催された。またあわせて「少子化から生じる課題に対応している教育委員会や子どもの体力向上に知見のある研究者からのヒアリング」が実施された。

そして12月には、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」(2014年 H26年12月27日閣議決定)にも盛り込まれ、2015年1月27日には、「新手引き」が通知されたのである。

この間中央教育審議会では、2015年1月19日になって、初等中等教育分科会において、議題として取り上げられのみである。

矢継ぎ早に出される閣議決定の背景にはどのような状況があるのか。

6で先述したように、1995年(平成7年)に「合併特例法」が制定され、2005～2006年度はピークに達した合併からおよそ10年が経過したことは、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が打ち出される背景として看過できない要因であろう。

経過措置として取られてきた優遇特例が、2015年前後で、多くの合併市町村で期限を迎えることになるのである。この影響で300以上の市町村が財政難であるといわれている。

合併によって効率化を図るとしていた自治体であったが、行政施設の集約化は合併による面積の拡大で利便性から集約は進まず、さらに、少子化・高齢化の急速な進展によって行政サービスのコストは増加した。優遇特例が打ち切られることは、苦しい財源をさらに圧迫する。自治体は行政サービスの見直しを迫られているのである。

こうした財政環境の中で自治体は、「学校をコミュニティの核」とも捉えられている地域住民に対して、必要となる大きな資金をも含めて、ある程度の承認を得る必要がある。災害からの安全という観点もあいまって非常に難しい問題となっているのである。

10. 「新手引き」のポイント

「新手引き」における改訂の大きなポイントは、11学級以下、5学級以下として小中の区別なく取り扱ってきたものを「クラス替え」ができるか否かを大きな観点として取り入れ、小中別、さらに区分を細分化したところにある。

これによって、小中とも5学級以下の複式学級が存在する規模では、統合などにより「速やかに」適

正規模に近づけることが求められるが、単級の場合でも児童生徒数に注目し、児童生徒数が少ない場合には、5学級以下の学校と同じ対応が求められる。

「半数以上の学年でクラス替えができる規模」であるとされた小学校9～11学級、「全学年でクラス替えができ、同学年に複数教員を配置できる規模」の6～8学級以上の中学校については、「学校統合等による適正配置」が求められていない²³⁾。

「クラス替え」が可能か否かが、学校統合等の判断において大きく扱われるのはなぜか。「手引き」では、「学級数が少ないことによる学校運営上の課題」として、「①クラス替えが全部又は一部の学年でできない」としてあげられており、その他クラスが複数あることに直接関わると考えられるものが②、③にあげられている²⁴⁾。「複数の学級を編制できる場合の影響」として、「人間関係に配慮した学級編制が可能」、「クラス替えを契機として児童生徒が意欲を新たにすることが可能」がその理由としてあげられている²⁵⁾。「新手引き」では、これらはいくまで「学校運営上の課題」であって、教育上の効果や教育上のデメリットとしては扱われていないことにも注目すべきであろう。

もうひとつのポイントは、「学校統合を選択しない場合」として第4章に充実についての対応策を示していることにある。これは、これまでも学校統合に反対する意見としてあった、「学校と地域とのつながり」、「地域の拠点としての学校」という考えに一定の配慮を示すものではあるが、通学距離を「スクールバスなどを利用して1時間」としても、統合可能な学校を複数統合しても、もはや標準に達することが不可能な地域の存在を受けたものであるとも言えよう。

11. おわりに

和歌山県においては、「速やかに統合」に向かうことができない環境にある学校は少なくない。今後、「新手引き」で求められている小規模校の活性化にどのように取り組んでいくのか、本紀要で挙げたこれまでの和歌山大学における実践や地域の取組を合わせ、新たな方策を開発することが喫緊の課題である。

注

- 1) 横浜国立大学現代教育研究所編『中教審と教育改革』三一書房1985年、pp. 34-35。
- 2) 総務省「市町村数の変遷と明治・昭和の大合併の特徴」
<http://www.soumu.go.jp/gapei/gapei2.html>
- 3) 若林敬子『増補版 学校統廃合の社会的研究』

御茶の水書房 2012 年、p. 71。

4) 前掲書、p468。

5) 前掲書、p. 71。

6) 総務省「過疎対策も沿革」

http://www.soumu.go.jp/main_content/000288542.pdf

7) 前掲書、p. 72。

8) 前掲書、pp. 78～81、参照。個別紛争については、第 14、15、16 章に詳しい。

9) 初等中等教育分科会「小・中学校の設置・運営の在り方等に関する作業部会」第 1 回(2008 年 7 月 2 日)配布資料 9。

10) 同上。

11) 若林敬子、前掲書、pp. 472～473。

12) 前掲書、pp. 476-479、参照。

13) 初等中等教育分科会「小・中学校の設置・運営の在り方等に関する作業部会」第 1 回(2008 年 7 月 2 日)議事録。

14) 同上。

15) 同上。

16) 同上。

17) 初等中等教育分科会「小・中学校の設置・運営の在り方等に関する作業部会」第 9 回(2008 年 12 月 11 日)議事録。

18) 同上。

19) 同上。

20) 同上。

21) 初等中等教育分科会「小・中学校の設置・運営の在り方等に関する作業部会」第 12 回(2009 年 3 月 27 日)資料 2。

22) 同上。

23) 文部科学省「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置に関する手引き」平成 27 年 1 月 27 日、pp. 11-13、参照。

24) 同上、pp. 6-9、参照。

25) 「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置に関する手引き」p7。

表1 全国公立小・中学校の統合校数（昭和43～49年度） (校)

	小 学 校						中 学 校					
	統合校数 ④	関連学校数			廃校数 (⑥-④)	⑤ ④	統合校数 ⑦	関連学校数			廃校数 (⑩-⑦)	⑪ ⑦
		5学級以下	6学級以上	計 ⑧				5学級以下	6学級以上	計 ⑨		
43年度	67	65	103	168	101	2.5	92	116	149	265	173	2.9
44	78	81	131	212	134	2.7	80	95	111	206	126	2.6
45	86	95	130	225	139	2.6	107	114	162	276	169	2.6
46	106	127	166	293	187	2.8	121	133	182	315	194	2.6
47	(5) 106	115	153	268	162	2.5	(12) 85	100	127	227	142	2.6
48	(61) 91	105	133	238	137	2.6	(58) 73	116	98	214	141	2.9
49	50	58	66	124	74	2.5	50	67	69	136	86	2.7
計	584	646	882	1528	834	2.6	608	741	898	1639	1031	2.7

注：国庫負担対象となった統合学校についての調べである

47, 48年度の () は統合予定校で内数である

出所：文部省

若林敬子『増補版 学校統廃合の社会的研究』御茶の水書房 2012年、p. 467、引用。

表2 公立小・中学校における本校・分校別、学級数別学校数とその割合

		29年度		30年度		31年度		
		学校数	割合	学校数	割合	学校数	割合	
小 学 校	本 校 数	21,824	82.08%	22,006	82.55%	22,155	82.88%	
	分 校 数	4,766	17.92	4,653	17.45	4,575	17.12	
	計	26,590	100	26,659	100	26,730	100	
	学 級 数	1-5	8,533	32.17%	8,407	31.53%	8,370	31.31%
		6-11	9,235	34.73	9,370	35.15	9,454	35.37
		12-17	4,462	16.78	4,301	16.13	4,306	16.11
18-23		1,856	6.98	1,820	6.83	1,812	6.78	
24-		2,474	9.30	2,757	10.34	2,780	10.40	
	0	10	0.04	4	0.02	8	0.03	
中 学 校	本 校 数	11,887	91.38%	11,962	91.86%	12,016	92.42%	
	分 校 数	1,121	8.62	1,060	8.14	985	7.58	
	計	13,008	100	13,022	100	13,001	100	
	学 級 数	1-5	3,996	30.71%	3,906	30.00%	3,910	30.07%
		6-11	5,740	44.13	5,631	43.24	5,550	42.70
		12-17	1,639	12.60	1,697	13.03	1,695	13.04
18-23		835	6.42	839	6.44	865	6.65	
24-		796	6.12	947	7.27	977	7.51	
	0	2	0.02	2	0.02	4	0.03	

若林敬子『増補版 学校統廃合の社会的研究』御茶の水書房 2012年、p. 71、引用。

表3 公立小学校児童数・学校数

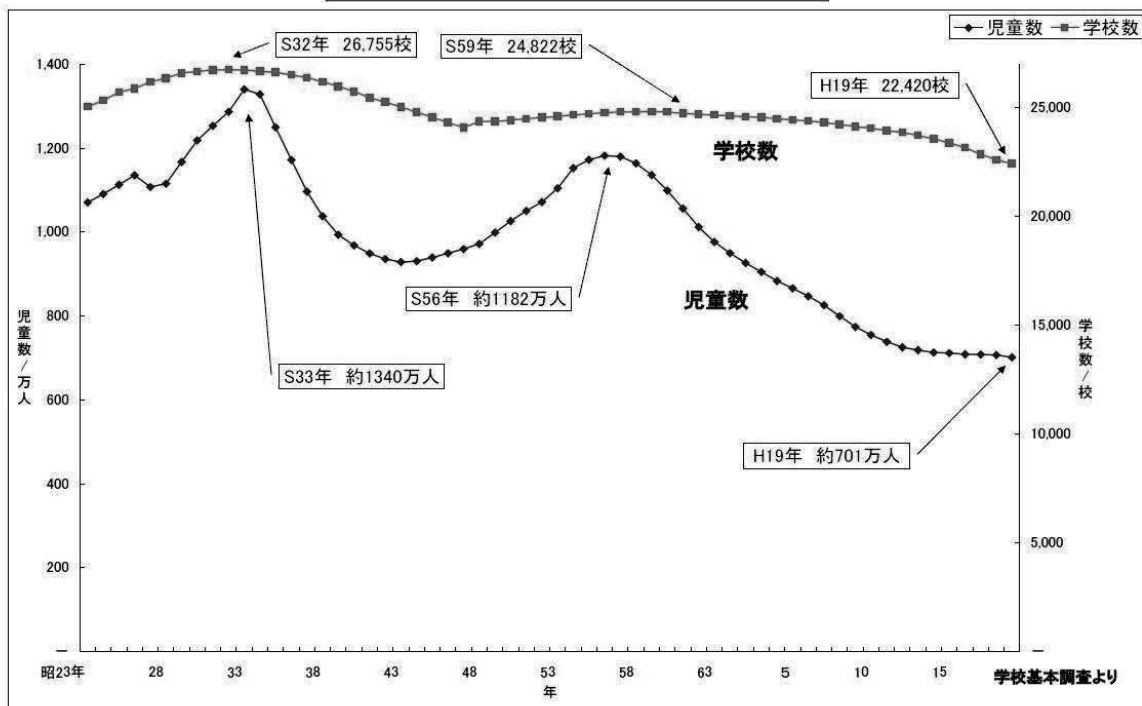


表4 小学校学級数別学校数(公立)

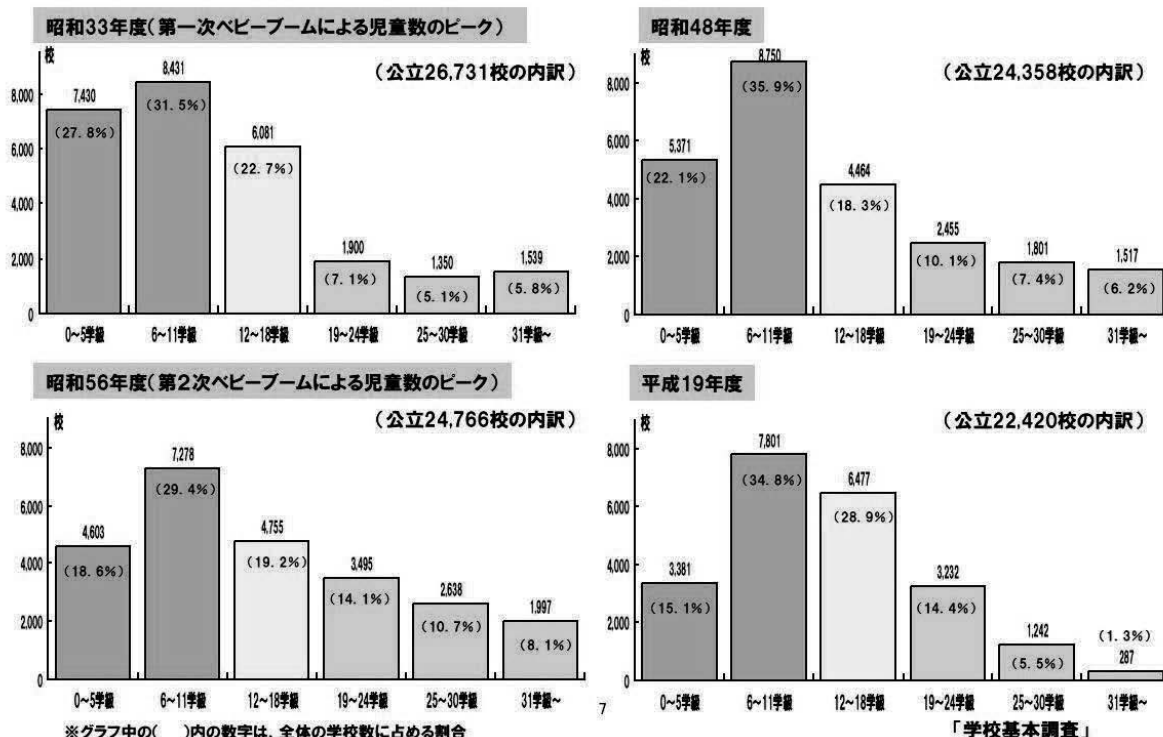


表5 公立中学校生徒数・学校数

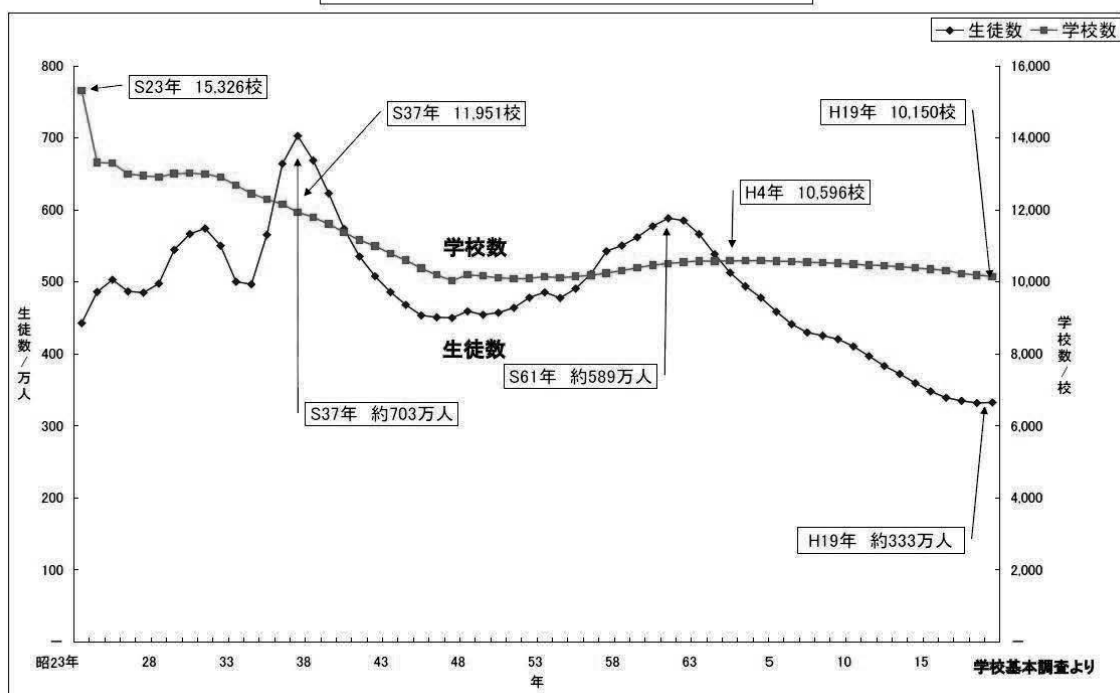


表6 中学校学級数別学校数(公立)

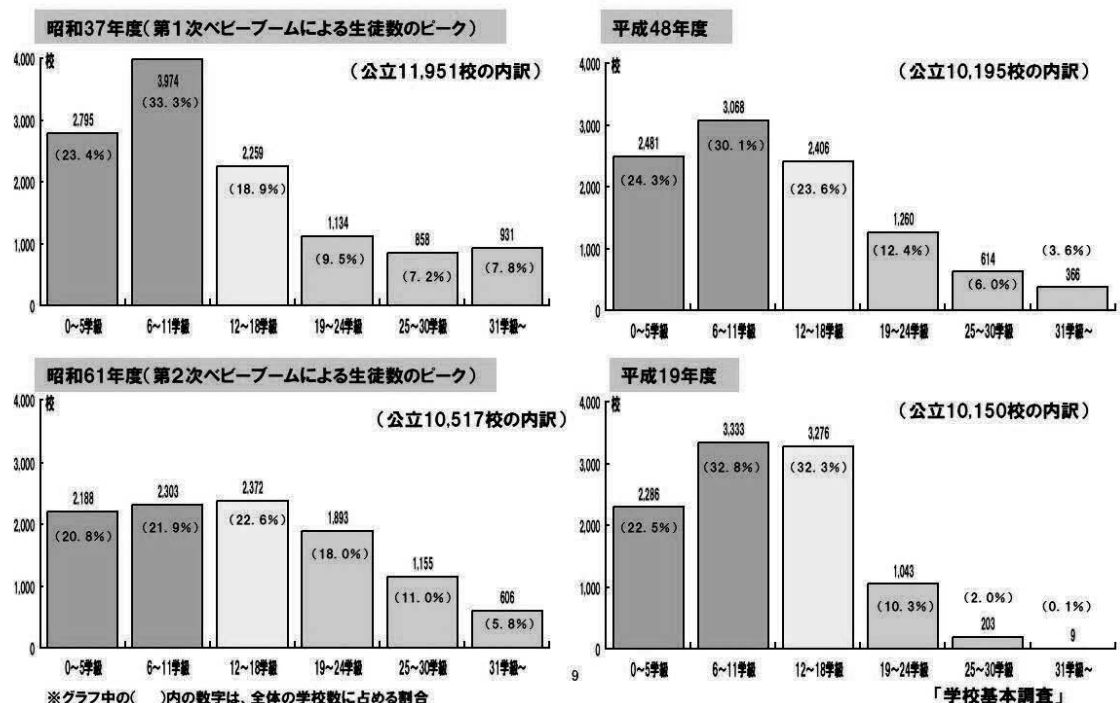


表3~表6 初等中等教育分科会「小・中学校の設置・運営の在り方等に関する作業部会」第1回(2008年7月2日)配布資料9.引用。

